令和7年4月1日から 特定建設作業実施届出書の 電子申請が可能になります!

「特定建設作業実施届出書」の届出方法について、令和7年4月1日から高槻市のホームページ内の「簡易電子申込サービス」を用いた電子申請も可能になります。なお、これまでどおり書面による受付も行っておりますので、インターネット環境等の理由で電子申請が難しい場合は、従来の方法で届出をしてください。

1. 電子申請の方法

① 高槻市簡易電子申込サービスへアクセス

次の URL や Web での「高槻市簡易電子申込サービス」検索等からアクセスしてください。

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_initDisplayTop

高槻市簡易電子申込サービス 検索



②「特定建設作業実施届出書」電子申請フォームへアクセス

簡易電子申込サービス内で「特定建設作業実施届出」を検索し、手続き一覧から選択してください。

本 高槻市 Takatsuki City	簡易電子申込サービス	たかつきに住もう MY LIFE, MORE LIFE.		
検索項目を	を入力(選択)して、手続きを検索してください。			
検索キーワード	特定建設作業	類義語検索を行う	手続き一覧	
カテゴリー選択	×		並び替え 受付開始日時 降順 ▼ 表示数	変更
利用者選択	 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き 絞り込みで検索する > 		特定建設作業実施届出 受付開始日時 受付終了日時 随時	

③ 利用者ログイン

利用者 ID 及びパスワードを入力してログインしてください。なお、ログインには、「GビズI D」のアカウントを利用するか、簡易電子申込サービスの利用者登録が必要となります。 ④ 申請フォームで申請内容を入力、様式の添付

画面の指示に従い、必要情報を入力してください。なお、工程表、付近見取図、届出者が代 表者でない場合は委任状(押印は不要)、下請負人が複数いる場合は下請負人リストの添付が 必要となりますので、PDF ファイル等を予めご準備ください。

⑤ 受付完了·審查状況確認

申請受付時及び受理完了時は、それぞれ電子メールでお知らせします。なお、受理完了時のお知らせをもって審査完了となります。申請内容や審査状況は、マイページから確認できます。

2. 電子申請の注意事項

① 電子申請における届出日と作業開始日の関係性について

- ・電子申請における届出日は、申請内容の入力が完了し、情報が市に到達した日(電子申請された日)となります。
- ・電子申請は、特定建設作業の開始日から中7日前(8日前)まで行うことができます。期限を過ぎている場合(作業開始日と届出日が8日以上空いていない場合)は、電子申請はご利用いただけませんので、環境政策課窓口までお問合せください。
- なお、電子申請システムは、予告なくメンテナンスが行われる場合がありますので、余裕 をもってご申請ください。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	(5)	6	7
0	0	0	0	0	×	×
8	9	10	11	12	(13)	14
×	×	×	×	×	作業開始日	

表 13日(金)から作業を開始する場合の電子申請の可否(〇:可、×:否)

※13日(金)から作業を開始する場合、5日(木)までに申請する必要があります

② 届出内容の審査について

- ・ 届出内容の確認・修正のため、環境政策課から電子メールや電話にて連絡することがあります。登録したメールや電話を確認できるようにしてください。
- ・ 届出は、申請されてから、「処理待ち」、「受理(完了)」の流れで担当者が確認していき、
 「受理(完了)」の電子メール連絡をもって審査が完了となります。処理状況はマイページから確認できます。
- ・ 受理したことが分かる書類が必要な場合は、「受理(完了)」の電子メールを受信後、マイページから受理後の申請書 PDF ファイルをダウンロードしてご利用ください。



TEL:072-674-7486

高槻市 市民生活環境部 環境政策課(本館5階)

〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 FAX:072-661-3198